

第21回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月24日(木) 午後1時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 大会議室
3. 出席委員(9人)

1番 鈴木 智	2番 朝倉隆一郎	3番 舟山 平次
4番	5番 木村 朝子	6番 鈴木 寛幸
7番 横澤 謙次	8番 二瓶 幸浩	9番 高橋 泰美
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員 4番 手塚 房夫
5. 農業委員会事務局員 山口努事務局長 菅野邦彰局長補佐 佐藤克宣主事
6. 議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報告第51号 農地転用制限の例外の届出について |
| 日程第 4 | 報告第52号 非農地証明願いについて |
| 日程第 5 | 報告第53号 農地法第18条の規定による報告の取下げについて |
| 日程第 6 | 報告第54号 農地法第3条による許可の取下げについて |
| 日程第 7 | 報告第55号 農地法第18条の規定による報告について |
| 日程第 8 | 報告第56号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 9 | 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第10 | 議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第11 | 議案第67号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について |
| 日程第12 | 議案第68号 飯豊町農用地利用集積計画の承認について
(農地中間管理事業) |

議 長

年度末で何かとお忙しいところ、人事案件があるということで、午後からになりましたが、よろしくお願ひします。今日は、春彼岸の明けということで、町内の積雪も中津川で、昨日時点で 170 cm位あるということで、まだまだ春遠からずというわけですが、今週末から気温が二桁代にのってくるということで、少し雪解けが進むと思っている所であります。先週は、11 年前の 3 月 11 日を思い出すようなすごい揺れがあったわけですが、みなさんどうだったでしょうか。なかなか積雪が多い地域なので、雪崩など心配でしたが、町内には被害等々はなかったもので、少し安心しているところでもあります。

自然災害はもとより、世界中を賑わせているのが、ロシアによるウクライナの侵攻ということで、世界は人災と捉えています。まさに、たった 1 人の独裁者によって、人災が起こされている形でありまして、それによって、我々の生活に係る物価等々、物凄く上がっております。また、ウクライナは半導体を作る上の洗浄液を作る世界シェアで 50%を有している国ということで、今までも十分、半導体不足でいろんな電気製品等々が入ってこなかったということで、新しいものが年度内に入ってこないなど、そこにも影を落としていることがあります。今までもコロナによって、経済的な比叡、それに戦争によって加速しているので、1 日も早く平穏で無事な日々が戻ってくるように、一緒に願ひたいと思います。子供たちが 1 番危険にさらされているということで、早めに終息して欲しいと、心から思うところでもあります。

それでは、ただいまより第 21 回飯豊町農業委員会総会を開催致します。本日の欠席は、4 番手塚房夫委員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第 1「会議録署名委員の指名について」運営内規第 8 条の規定により、5 番木村朝子委員、6 番鈴木寛幸委員を指名致します。日程第 2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日 1 日限りといたします。それでは日程第 3 報告第 5 1 号「農地転用制限の例外の届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局

農地転用制限の例外の届出がありましたので報告いたします。

1 番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字中里七 791-1	
	地目地積	畑 1 筆で 31 m ²	

2 番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字酒町南 3363	
	地目地積	田 1 筆で 49.5 m ²	

1 番の案件は、農地の所在は飯豊町役場から南へ約 4 k m 手ノ子郵便局南側の位置にある農地です。詳細な場所については、位置図、案内図併せて配置図を添付しておりますのでご覧ください。地目、畑 31 m²ですが、昭和 45 年頃より農機具格納庫、通路として使用しておりました。3 月 14 日、地元農業委員である〇〇〇と現地確認を行いました。200 m²未満の農業用施設の用に供する自己転用の場合は農地法の許可は不要であります。今回、土地所有者から届け出がありました。

2 番の案件は、飯豊町役場から北へ約 4.5 キロメートル、ウマイヤ商店南側の位置にある農地です。詳細な場所については、位置図、案内図併せて配置図を添付しております。地目は田で面積は 9,772 m²の内 49.5 m²でございます。農作業場及び休憩施設としてプレハブを設置する計画でございます。3 月 14 日、地元農業委員の〇〇〇と現地確認を行いました。こちらの案件も、200 m²未満の農業用施設の用に供する自己転用の場合は農地法の許可は不要であります。今回、土地所有者から届け出がありました。以上報告いたします。

議 長 報告でありますので、ご了承ください。それでは日程第 4 報告第 5 2 号「農地法第 5 条第 2 号非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 下記のとおり農地貸借につき合意による通知があったので報告いたします。

1 番	申請者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字中里七 792-1	
	地目地積	畑 1 筆で 12 m ²	

飯豊町役場から南へ約 4.0 キロメートル手ノ子郵便局南側の位置にある農地です。詳細な場所については、位置図、案内図を添付しておりますので、ご覧ください。地目は畑、面積は 12 m²です。非農地となった時期及び事由ですが、耕作不適地で 40 年以上耕作されておらず、農地性が失われているものです。3 月 14 日、地元農業委員である〇〇〇と現地確認を行いました。以上、報告致します。

議 長 報告でありますので、ご了承ください。それでは日程第 5 報告第 5 3 号「農地法第 5 条第 3 号非農地証明願いについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

18条の規定による報告の取下げについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 下記のとおり、農地法第18条の規定による報告の取下げについて報告いたします。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字山王原 2245-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 22,001 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字山王原 2245-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 22,001 m ²	

〇〇〇の息子さんが、就農することで、農地中間管理機構との解約を行いました。息子さんの事情により、就農が見送りとなりました。引き続き、農地中間管理機構と通して、農地を貸し付けるということで、〇〇〇の合意も得られ、契約が続くものがあります。以上、報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承ください。それでは日程第6報告第54号「農地法第3条による許可の取下げについて」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 下記のとおり、農地法第3条による許可の取下げについて報告いたします。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字山王原 2245-1 はじめ 10 筆	
	地目地積	田 9 筆畑 1 筆で 22,432 m ²	

先ほど、説明したものの関連するものであります。以上、報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承ください。それでは日程第7報告第55号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 下記のとおり農地貸借につき合意による通知があったので報告いたします。

1 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高峰字東通 5388	
	地目地積	田 1 筆で 1,423 m ²	
2 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字山崎 3785	
	地目地積	田 1 筆で 6,889 m ²	
3 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字山崎 3783	
	地目地積	田 1 筆で 1,454 m ²	
4 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字谷地田二 2154-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,655 m ²	
5 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字鳥井先 3756 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,123 m ²	
6 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	川内戸字中川原 6-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 10,595 m ²	
7 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字萱場 3851 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 5,718 m ²	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字上野 95-1 はじめ 12 筆	
	地目地積	田 12 筆で 11,431	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字滑石 4001 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 6 筆で 15,862 m ²	

10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字上野 3731-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 1,597 m ²	
11 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字中椿 3300-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 9,521 m ²	
12 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	添川字中洞二 6477-1 はじめ 9 筆	
	地目地積	田 9 筆で 20,182 m ²	
13 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字阿弥陀堂 4548 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 2,352 m ²	

以上、報告致します。

議長 報告でありますので、ご了承ください。それでは日程第 8 報告第 5 6 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 下記のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出があったので、報告いたします。

1 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	手ノ子字上開発一 1304-1 はじめ 16 筆	
	地目地積	田 7 筆畑 9 筆で 6,551 m ²	
2 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	中字天神 2557 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 1 筆畑 2 筆で 3,519 m ²	
3 番	申出者	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高峰字壇ノ前 1072 はじめ 18 筆	
	地目地積	田 10 筆畑 8 筆で 4,159.39 m ²	

1 番の案件は相続によるものです。2 番の案件も相続によるものです。3 番の案件も相続によるものであります。3 件ともあっせん等の希望はございません。以上、報告致します。

議 長 報告でありますので、ご了承ください。続きまして、日程第9議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審査を求めます。

1 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	遅谷字窪 482-1	
	地目地積	田 1 筆で 700 m ²	
2 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	高峰字神倉南 5495 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,000 m ²	

議 長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。最初に私の案件がありますので、退席致します。その間、鈴木職務代理の議事運営をお願い致します。

職務代理 ただ今ありました通り、会長本人の案件ですので、代わって議長を務めさせていただきます。それでは、1番の案件について審議致します。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 高峰の委員ですので、中津川の件について、ご説明いたします。この土地につきましては、平成29年に現在の〇〇〇が、飯豊鉱山で発生する表土と粘土質の土を集積する場所として、一時転用の許可を得て、当初申請面積では不足となったので、翌30年に追加申請あった土地です。一時転用を得て、当初の計画通り、地権者に畑として戻した経緯がありました。今回の土地につきましては、戻された土地を新たに、〇〇〇に貸し付けることです。もちろん、この土地については、現在、水路等はありませんので、実際には田んぼとしては使えなくなっています。小作料につきましても、土地を嵩上げしたために、法面が大きくなったため、面積が小さくなって、この金額になり、双方合意しているということで、ご審議、ご許可頂きますようお願い申し上げます。

職務代理 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

職務代理 挙手全員です。よって承認することに決定しました。安部会長に報告致します。全員賛成によって、承認されましたので、報告致します。

議長 それでは、その他の案件について審議致します。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並び補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 2番の案件ですが、これは、〇〇〇と、〇〇〇の賃貸借になりますが、今年の1月の総会で、〇〇〇が父親から無償譲渡されて、〇〇〇の名義の土地になったものです。その為に、1月の総会では、父親、〇〇〇と〇〇〇の賃貸借の解約がありました。今回、改めて、新たな持ち主になりました〇〇〇と〇〇〇との契約になりますので、新規となります。賃貸料につきましても、双方合意の上、決定しておりますので、ご審議、ご許可頂きますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第10議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字中里七775はじめ8筆	
	地目地積	田2筆畑6筆で1,851㎡	
2番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	広河原字松下308-2はじめ2筆	
	地目地積	畑2筆で125.50㎡	

1番の案件は、申請地は、飯豊町役場から南へ4キロメートル、手ノ子郵便局近くの位置にある農地でございます。詳細な場所については、案内図でご確認ください。申請地については、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり第2種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、譲受人である〇〇〇が所有する

資材置場を隣接する会社の駐車場とするため、資材置場を申請地に移転するものであり、許可後、会社と使用貸借契約を締結します。資材行き場等事業計画書を添付しております。申請地全面積を利用する計画にあります。工事着手は、許可後で、令和4年6月10月30日頃までに工事を完了する予定です。補足説明を行います。事業費は土地造成費10万円になってございます。資金計画につきましては、すべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認をしております。取水はしない。汚水、生活雑排水については該当なし。雨水は地下浸透であります。周辺の農業用排水路へ影響のないよう配慮をしております。土地改良区との関係性ですが、土地改良事業施工地ではありますが、既に事業から8年が経過しており、土地改良区の意見書しています。続いて被害防除計画について説明いたします。盛土造成後に土留めによる法面の保護を行います。近傍農地への影響については極力ないよう被害防除に努めます。農業用排水施設等に及ぼす影響はございません。以上の内容について、3月14日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。許可の基準ですが、第2種農地の転用は、第3種農地に立地困難な場合は許可できるとされております。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

2番の案件ですが、申請地は、飯豊町役場から南に約21キロメートル、〇〇〇に隣接する位置にある農地でございます。詳細な場所については案内図でご確認ください。申請地については中山間地域等に存在する第2種農地に区分されます。続いて転用事由について説明させていただきます。土地利用計画図も一緒にご覧ください。転用事由は、KDDI携帯電話無線基地局の建設工事に伴う農地の一時利用です。鉄板を敷き、資材置き作業エリア及び重機の駐車場等として利用するものです。工事着手は、許可後で、令和4年11月1日頃までに工事を完了する予定です。補足説明を行います。事業費は合計430千円となっております。資金計画につきましてはすべて自己資金で賄う予定であり、残高証明にて確認をしております。取水はしない。汚水は仮設トイレ使用、生活雑排水については該当なし。雨水は自然流下であります。土地改良区との関係性ですが、地区外であります。続いて被害防除計画について説明いたします。造成は行いません。近傍農地への日照等の影響ですが、携帯電話無線基地局についてはコンクリート柱ですので影響等は軽微と推測できます。農業用排水施設等に及ぼす影響も軽微です。資材置場事業計画書を添付しておりますが、コンクリート柱、クレーンを置き場として利用します。以上の内容について、3月14日に地元農業委員の〇〇〇と現場確認を行っております。許可の基準ですが、一時転用の場合、農地復元計画があり、その後農地へ確実に戻すことが認められる場合許可ができるとされております。以上説明しましたので、よろしくご審議の上、許可下さいますようお願い致します。

議長 ただいま事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 この土地につきましては、手ノ子郵便局の裏地になっております。ここ十数年以上、

田んぼ等の稲作はされておらず、飼料作物等を生産させております。水路も現状は水が流れない状況で、譲れ請け人の〇〇〇につきましても、〇〇〇で水道屋をしていまして、良心的な工事業者と認識しておりますので、間違いなく、ここを管理すると思っておりますので、ご許可頂きますようお願い申し上げます。

議 長 それでは、2番の案件について説明したいと思います。中津川の広河原地区に1軒だけ残っている〇〇〇のそばに、携帯のアンテナが建つということで、現状が山林原野となっております。登記簿上は畑となっておりますが、原野化している土地であります。1軒でありますし、不感知地帯には不可欠な事業だと本人にも聞いていますし、自分達は携帯を使わないけど、大変ありがたいことだと喜んでおりました。地域にとっても不感知地帯が少しでも減ればという思いは一緒でありますので、みなさんのご理解を得て、審議いただきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願い致します。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委 員 全員挙手

議 長 挙手全員です。よって承認することに決定しました。続きまして、日程第11議案第64号「飯豊町農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事 務 局 農地経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画について説明いたします。所有権移転1件、利用権設定22件、合計23件であります。

1番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字山王原 2311-1 はじめ 5筆	
	地目地積	田 5筆で 5,200.90 m ²	
2番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字西上代七 157-3 はじめ 6筆	
	地目地積	田 6筆で 5,443 m ²	
3番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字宮ノ前 4516	
	地目地積	田 1筆で 4,986 m ²	

4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字深淵三 2177-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 13,601 m ²	
5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字道六神 4141 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 21,903 m ²	
6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字岡下川原 98-3 はじめ 14 筆	
	地目地積	田 14 筆で 18,835 m ²	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字田中 41-1 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 12,374 m ²	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞二 6481 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 6,421 m ²	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字中洞二 6486 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 7,061 m ²	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字西通 5165 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 2,601 m ²	
11 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	高峰字東通 5392 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1642 m ²	
12 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字牛ヶ窪一 1602-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,811 m ²	

13 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字大巻上二 1544-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 3,080 m ²	
14 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字才頭先二 4118-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 3,769 m ²	
15 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	下屋地字原川添 488 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,742 m ²	
16 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	上屋地字谷地前 370-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,318 m ²	
17 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	川内戸字下館 445 はじめ 11 筆	
	地目地積	田 11 筆で 14,901 m ²	
18 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字他谷 704-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 14,981 m ²	
19 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	川内戸字屋敷下 410-2 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,900 m ²	
20 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	岩倉字神明前 642-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 7 筆畑 1 筆で 10,530 m ²	
21 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	宇津沢字馬神沢 264-1 はじめ 6 筆	
	地目地積	田 5 筆畑 1 筆で 9,587 m ²	

22 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	宇津沢字上田 379 はじめ 5 筆	
	地目地積	田 5 筆で 7,172 m ²	
23 番	賃 貸 人	〇〇〇	〇〇〇
	賃 借 人	〇〇〇	〇〇〇
	申 請 地	中字山王原 2336 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 19,712 m ²	

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件、従業時間、従事日数等、すべてについて該当するものであります。ご承認下さいますようよろしくお願い致します。

議 長 　　ただいま、事務局からの説明が終わりました。事務局からの説明に関連して、当該委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願い致します。〇〇〇

〇〇〇 　　1 番の案件ですが、〇〇〇の田んぼを長年、〇〇〇が土地改良以来ずっと作っているということです。年も取ってきたので、この度譲ったことです。特に、経営上も特に問題ありませんので、よろしくご審議お願いします。

議 長 　　他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 　　2 番の案件ですが、〇〇〇の農地ですが、〇〇〇が借り受けることになりました。非常に条件が悪くて、トラクターもコンバインも入りにくく、だいぶ法面も大変な場所になります。8 番、9 番の案件ですが、再設定ですので、特に問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 　　他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 　　4 番の案件ですが、貸付者の〇〇〇、借主の〇〇〇ですが、再設定であり、問題ありませんので、ご審議のほどお願い申し上げます。

議 長 　　他にございませんか。〇〇〇

〇〇〇 　　3 番の案件ですが、〇〇〇、〇〇〇であります。〇〇〇は〇〇〇と農作業に頼まれて働きに行っているようです。再設定で今まで問題なくやって来られましたので、これからも問題ないと思います。5 番の案件ですが、〇〇〇の農地につきましては、中ノ目の纏まった

農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、農地中間管理機構について説明いたします。

1 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇西田尻 3708 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 6,002 m ²	
2 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字山崎 3785	
	地目地積	田 1 筆で 6,889 m ²	
3 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字山崎 3783	
	地目地積	田 1 筆で 1,454 m ²	
4 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中宇山王原 2396 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 13,793 m ²	
5 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字南館 3353-1 はじめ 8 筆	
	地目地積	田 8 筆で 24,138 m ²	
6 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字北菟田 1148-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 1,504 m ²	
7 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字谷地田二 2154-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,655 m ²	
8 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字鳥井先 3756 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 5,123 m ²	
9 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇

	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字上椿 3664-1	
	地目地積	田 1 筆で 708 m ²	
10 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字北石田 4657-1	
	地目地積	田 1 筆で 808 m ²	
11 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	手ノ子字向原 3495 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 9,126 m ²	
12 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字一の宮 3874 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 11,286 m ²	
13 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字上野一 3349-1	
	地目地積	畑 1 筆で 1,462 m ²	
14 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字寺屋敷 2608-1 はじめ 90 筆	
	地目地積	田 68 筆畑 22 筆で 180,539.46 m ²	
15 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字高田 3948 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,220 m ²	
16 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字萱場 3851 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 5,718 m ²	
17 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字上野 3731-1 はじめ 4 筆	
	地目地積	田 4 筆で 1,597 m ²	
18 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇

	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	小白川字上野 95-1 はじめ 12 筆	
	地目地積	田 12 筆で 11,431.80 m ²	
19 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字下椿 3126-1	
	地目地積	田 1 筆で 2,947 m ²	
20 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字万九郎 2761-1	
	地目地積	田 1 筆で 1,545 m ²	
21 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中椿 3300-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 3,227 m ²	
22 番	賃貸人	〇〇〇	〇〇〇
	賃借人	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字中椿 3300-3	
	地目地積	田 1 筆で 6,294 m ²	

以上でございます。

議長 ただいま事務局からの説明が終わりました。格別ないようでしたら、賛成する方の
挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 よって承認することに決定致しました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。
第 21 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午後 2 時 40 分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 4 年 3 月 24 日

議長 _____

署名委員 (5 番) _____

署名委員 (6 番) _____